

平成 24 年 1 月 10 日

金融商品専門委員会 - 複合金融商品の会計処理について
ディスカッション・ポイント

金融資産・負債の分類及び測定に関する検討状況の整理に対するコメントへの対応

金融商品専門委員会では、金融商品会計について、IASB における審議等を踏まえつつ、研究を進めており、その一環として、平成 22 年 8 月に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」、及び、平成 23 年 2 月に公表された「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「DP2」という。）のコメントの分析作業等を行っている。

第 90 回の金融商品専門委員会（平成 23 年 11 月 16 日）では、金融商品会計基準を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、複合金融商品の区分処理について、考えられる選択肢を広く提示し、考え方の検討を行った。本日の第 235 回企業会計基準委員会では、審議事項（ 2 ） - 2 「複合金融商品の会計処理について」のディスカッション・ポイント（下記参照）について、ご意見をいただきたい（専門委員会における審議の概要：第 64 項参照）。

（ディスカッション・ポイント）

（複合金融商品に組み込まれたデリバティブについて区分すべきか）

(1) 本ペーパーに記載した次の点を踏まえ、複合金融商品に組み込まれたデリバティブについて区分することが適当と考えるか。

- 複雑性の軽減という観点
- 主契約が金融資産である場合と金融負債である場合とでの会計処理（会計処理単位の適用を含む）の一貫性
- デリバティブ部分が相対的に極めて小さい場合の取扱い

（組込デリバティブを区分する場合、どのようなアプローチによるべきか）

(2) 複合金融商品に組み込まれたデリバティブを区分とした場合、管理上、デリバティブ部分が区分されている場合の取扱いを含め、どのようなアプローチが適当か。

（その他）

(3) 複合金融商品について、一定の要件を満たす場合に公正価値オプションの適用を認めることについて、どのように考えるか。

以 上